

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十五条第二項及び電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(請求の単位) 第十一条の二の五 【略】 (情報通信の技術を利用する方法) 第十一条の二の五の二 手数料令第五条の総務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用するものであつて次に掲げるものその他の情報通信の技術を利用するものとする。 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 別表第二号のこの四 (第 11 条の 2 の 4 第 2 項関係) 無線局情報提供請求書 【略】</p>	<p>(請求の単位) 第十一条の二の五 【同上】 【新設】</p>
<p>【1～4 略】 5 希望する情報提供の実施の方法 (注 6) <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的方法による提供 (電子メールアドレス： 請求に関する連絡責任者 住所 所属 氏名 電話番号 電子メールアドレス 【注 1～5 略】 6 希望する情報提供の実施の方法については、該当する事項の□1か所にシ印を付けることとし、電磁的方法による提供の□にシ印を付ける場合は、電子メールアドレスを括弧内に記載すること。 別表第二号のこの五 (第 11 条の 2 の 4 第 2 項関係) 無線局情報提供請求書 【略】</p>	<p>【1～4 同上】 5 希望する情報提供の実施の方法 (注 6) <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ (日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。) に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの 【注 1～5 同左】 6 希望する情報提供の方法については、該当する事項の□1ヶ所にシ印を付けること。 別表第二号のこの五 (第 11 条の 2 の 4 第 2 項関係) 無線局情報提供請求書 【同左】</p>
<p>【1～3 略】 4 希望する情報提供の実施の方法 (注 4) <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的方法による提供 (電子メールアドレス： 請求に関する連絡責任者)</p>	<p>【1～3 同左】 4 希望する情報提供の方法 (注 4) <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ (日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。) に複写したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク)</p>

住所 所属 氏名 電話番号 電子メールアドレス [注 1～3 略]	ク再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの [注 1～3 同左]
4 希望する情報提供の実施の方法については、該当する事項の□1か所にシ印を付けることとし、電磁的方法による提供の□にシ印を付ける場合は、電子メールアドレスを括弧内に記載すること。	4 希望する情報提供の方法については、該当する事項の□1ヶ所にシ印を付けること。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和五年●月●日から施行する。